

中城村議会議員選挙(令和8年9月13日執行予定)

選挙運動に係る公費負担の手引

中城村選挙管理委員会

TEL 098-895-2131 (250)

目 次

I 公費負担の対象とその限度額	1
II 公費負担に係る手続フロー図	2
III 公費負担制度とは	3
IV 選挙運動用自動車の使用の公営	4
V 選挙運動用ビラの作成の公営	7
VI 選挙運動用ポスターの作成の公営	9
◎ 契約締結上の注意	11
◎ 経費を請求する際の注意事項	11
◎ 手続きの流れ	12
□ 各種届出書様式 記載例	
・選挙運動用自動車の使用の契約届出書(様式第1号)	14
・選挙運動用ビラ作成契約届出書(様式第2号)	15
・選挙運動用ポスター作成契約届出書(様式第3号)	16
□ 各種契約書様式 参考例	
・運送契約書(ハイヤー方式)	17
・車両賃貸借契約書(レンタル方式)	18
・選挙運動用自動車燃料供給契約書(レンタル方式)	19
・自動車運転契約書(レンタル方式)	20
・選挙運動用ビラ作成契約書	21
・選挙運動用ポスター作成契約書	22
□ 各種確認申請書 記載例	
・選挙運動用自動車燃料代確認申請書(様式第4号)	23
・選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書(様式第5号)	24
・選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書(様式第6号)	25
□ 各種確認書(中城村選挙管理委員会が発行)	
・選挙運動用自動車燃料代確認書(様式第7号)	26
・選挙運動用ビラ作成枚数確認書(様式第8号)	27
・選挙運動用ポスター作成枚数確認書(様式第9号)	28
□ 各種使用証明書 記載例	
・選挙運動用自動車使用証明書(自動車)(様式第10号(その1))	29
・選挙運動用自動車使用証明書(燃料)(様式第10号(その2))	30
・選挙運動用自動車使用証明書(運転手)(様式第10号(その3))	32
・選挙運動用ビラ作成証明書(様式第11号)	33
・選挙運動用ポスター作成証明書(様式第12号)	34

目 次

□ 各種請求書 記載例

- ・請求書(選挙運動用自動車の使用)(様式第13号(その1))..... 35
- ・請求内訳書(ハイヤー・タクシー方式)(別紙1)..... 36
- ・請求内訳書(レンタル方式)(別紙2)..... 37
- ・請求書(選挙運動用自動車の使用(燃料代))(様式第13号(その2))..... 38
- ・請求内訳書(燃料代)(別紙)..... 39
- ・請求書(選挙運動用自動車の使用(運転手))(様式第13号(その3))..... 40
- ・請求内訳書(運転手)(別紙)..... 41
- ・請求書(選挙運動用ビラの作成)(様式第13号(その4))..... 42
- ・請求内訳書(選挙運動用ビラの作成)(別紙)..... 43
- ・請求書(選挙運動用ポスターの作成)(様式第13号(その5))..... 44
- ・請求内訳書(選挙運動用ポスターの作成)(別紙)..... 45

◎ 選挙運動費用の公費負担制度 Q&A46

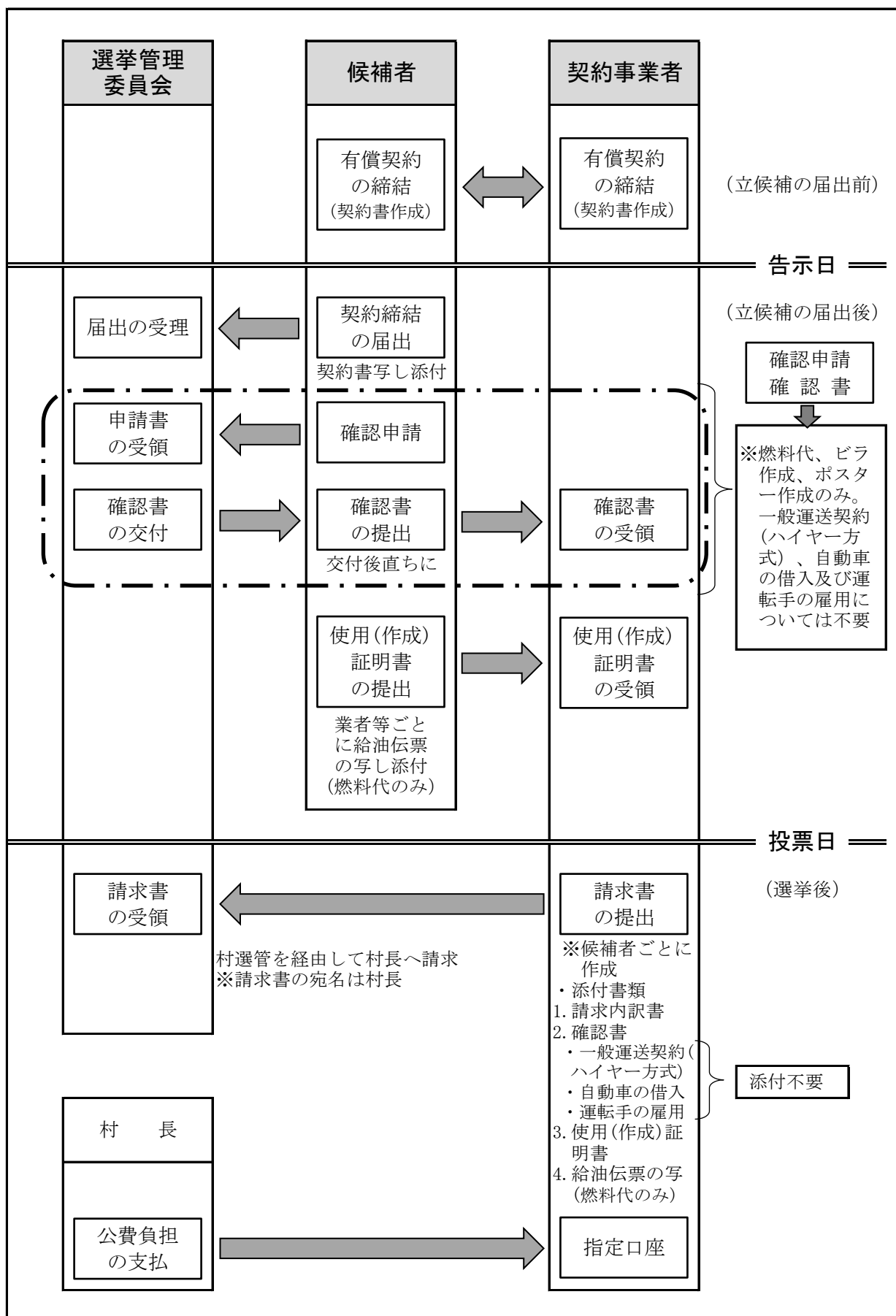
◎ その他の資料(公費負担に関する条例)54

◎ 公費負担関係書類一覧兼チェック表57

I 公費負担の対象とその限度額

	公費負担の対象		公費負担の限度額	
選挙運動用自動車	1	一般運送契約 (ハイヤー等)	選挙運動用自動車のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (同一の日については、1台に限る)	各日について、 32,250円 。そしてその合計額 (無投票の場合は、1日分の 32,250円 が限度額)
	2	自動車借入契約 (レンタカー等)	選挙運動用自動車のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (同一の日については、1台に限る)	各日について、 8,050円 。そしてその合計額 (無投票の場合は、1日分の 8,050円 が限度額)
	その他の契約	燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	3,850円 ×選挙運動の日数(無投票の場合、1日分)
		運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転手のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について、その勤務に対して支払う報酬の合計額 (同一の日については、1人に限る)	各日について、 6,250円 。そしてその合計額 (無投票の場合、1日分の 6,250円 が限度額)
※1の契約(一般運送契約)又は、2の契約(その他の契約)の選択 ①契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う場合に限る。 ②選挙運動期間中で1(一般運送契約)を締結した日は、2(その他の契約)の計算では、選挙運動の日数から除いて計算する。				
ビラ	2種類以内で以下の枚数まで ●村議会議員選挙 1,600枚 ●村長選挙 5,000枚		1枚あたり 7円73銭	
ポスター	当該候補者通じて、作成単価(1,250円)に作成枚数(選挙区内のポスター掲示場数(27箇所)を乗じた金額)		1,250円 ×27箇所	

Ⅱ 公費負担に係る手続フロー図(自動車の使用・ビラ、ポスターの作成)



Ⅲ 公費負担制度とは

国や地方自治体が、選挙運動費の一部を公費により負担する制度で、限度額を定額で交付するのではなく、限度額の範囲内で実際に要した費用を負担するものです。

これは、金のかからない選挙を実現するとともに候補者間の選挙運動の機会均等を図ることによって、公正な選挙が行われるようにするための制度です。

1 公費負担制度が適用される候補者の範囲

公費負担を受けるためには、供託物（供託金：15万円）を没収されないことが条件となります。したがって、選挙の結果をみないと公費負担制度が適用される候補者かどうかわかりませんので、あらかじめ注意が必要です。

なお、以下の得票数に達しないときは、供託物は没収されます。（法93①）

●中城村議会議員選挙の場合……有効投票総数÷議員定数÷10

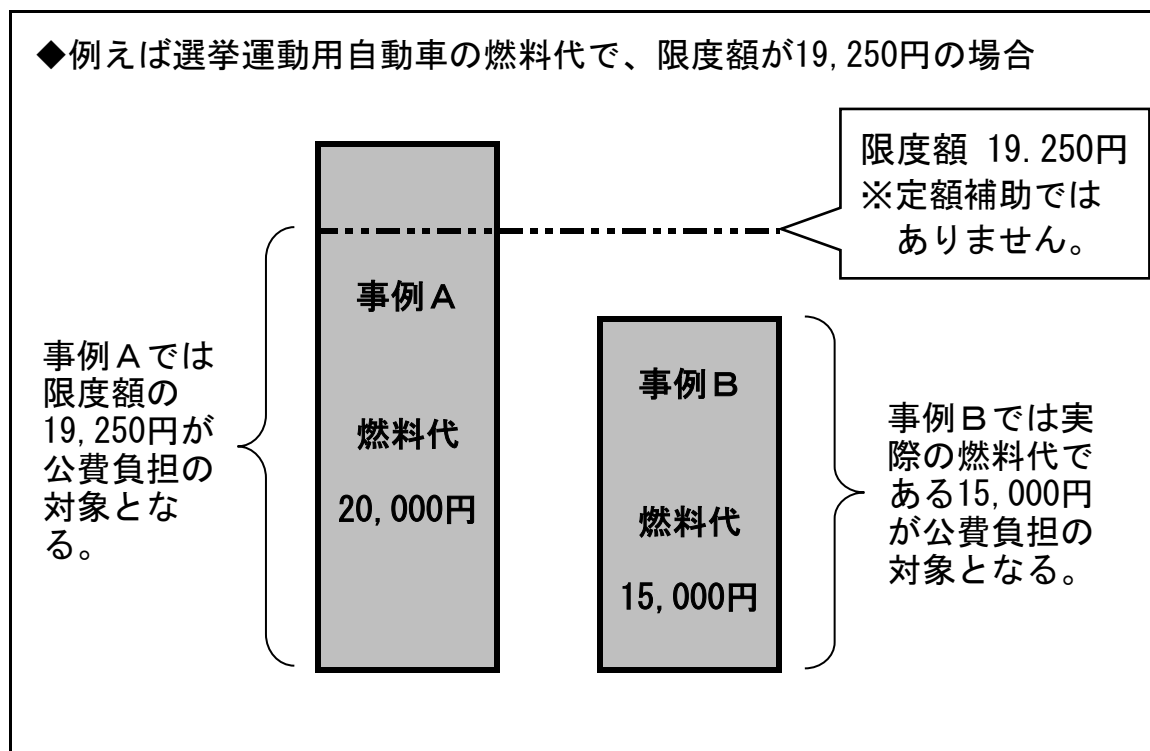
●中城村長選挙の場合……有効投票総数÷10

2 業者等に対する支払い

公費負担の経費は、村が直接、業者等に支払いますので、候補者、業者等は所定の手続きを定められた期限までに必ず行ってください。

3 公費負担金額の範囲

契約業者等が支払いを受けられる金額には一定の限度額が定められています。限度額を上回る金額は、候補者が支払うことになりますので、契約の際には候補者と業者等との間で経費の支払方法等について十分協議しておくことが大切です。



IV 選挙運動用自動車の使用の公営

1 選挙運動用自動車の使用の契約方式（次の二つの方式があります）

（１）一般運送契約（ハイヤー・タクシー方式）の場合

一般乗用旅客自動車運送業者から、燃料、運転手と併せて自動車を借り上げたとき

借上げ料 1日当たり 32,250円を限度

限度額 161,250円（32,250円×5日）

（注）一般乗用旅客自動車運送業者とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送業を営業者をいい、自動車、燃料及び運転手込みで旅客を運送するいわゆるハイヤー方式等の事業の免許を受けた者のことをいう。

（２）個別契約（レンタル方式）の場合

一般乗用旅客自動車運送業者以外の者と自動車、燃料、運転手それぞれ個別に契約したとき

（ア）自動車の借入料

1日当たり 8,050円を限度

限度額 40,250円（8,050円×5日）

（イ）燃料購入代

限度額 19,250円（3,850円×5日）

※燃料代については、村選挙管理委員会に確認を受ける必要があります。

（ウ）運転手の報酬

1日当たり 6,250円を限度

限度額 31,250円（6,250円×5日）

（注）公費負担は、一般乗用旅客自動車運送事業者及びその他の者と有償契約によって使用する場合に対象となることから、候補者自身が所有する自家用車を使用する場合には、その自動車の使用については公費負担の対象とはなりません。

なお、知人から自動車を借り入るような場合は自動車の借入料の他、燃料代（購入）や運転手の報酬は公費負担の対象になります。この場合、有償契約をした者に限られるため、必ず契約を締結してください。

自動車の借り入れ、燃料の供給、又は運転手の雇用をそれぞれ別々に契約する場合、契約の相手方が候補者と生計を同じくする親族であるときは、その親族が当該契約に係る業務を業としている場合に限り、公費負担の対象とされます。したがって、例えば、自動車借入契約の相手方が候補者と生計を同じくしている候補者親族であるときは、親族が自動車の貸し出しを業としていない限り、自動車の使用の公営は認められません。

2 経費の支払いを受けるための手続

(1) 契約の締結の届出（候補者から村選挙管理委員会へ）

（提出書類）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

（添付書類）

契約書の写し

(2) 自動車の燃料代の確認申請（候補者から村選挙管理委員会へ）

※一般運送契約（ハイヤー・タクシー方式）を締結した場合は、申請の必要はありません。

（提出書類）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

※候補者は、村選挙管理委員会が発行する確認書を業者等へ提出してください。

(3) 請求書の提出（業者等から村選挙管理委員会を経由して村長へ）

①一般運送契約（ハイヤー・タクシー方式）の場合

（提出書類）

請求書（選挙運動用自動車の使用）

（添付書類）

（ア）請求内訳書（ハイヤー・タクシー方式）（一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

（イ）選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（候補者から業者へ提出される）

②個別契約（レンタル方式）の場合

ア 選挙運動用自動車

（提出書類）

請求書（選挙運動用自動車の使用）

（添付書類）

（ア）請求内訳書（レンタル方式）（一般乗用旅客自動車運送業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

（イ）選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（候補者から業者へ提出される）

イ 燃料代

（提出書類）

請求書（選挙運動用自動車の使用（燃料代））

（添付書類）

（ア）請求内訳書（燃料代）（一般乗用旅客自動車運送業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使

用した場合)

(イ) 選挙運動用自動車使用証明書(燃料) (候補者から業者へ提出される)

(ウ) 給油伝票(燃料の供給を受けた日付、車両番号、燃料配給量、燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの) (候補者から業者へ提出される)

(エ) 選挙運動用自動車燃料代確認書(村選挙管理委員から候補者を經由して業者へ提出される)

ウ 運転手の報酬

(提出書類)

請求書(選挙運動用自動車の使用(運転手))

(添付書類)

(ア) 請求内訳書(運転手) (一般乗用旅客自動車運送業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(イ) 選挙運動用自動車使用証明書(運転手) (候補者から業者へ提出される)

(注) ①の場合、又は②のア、イ、ウのそれぞれの場合ごとに請求書を作成してください。

◎提出期限

上記書類(1)の契約の届出関係については、契約締結後直ちに(立候補の届出前に契約を締結したときは立候補者の届出後直ちに)、(3)の請求書関係については、選挙期日後15日以内(選挙運動費用収支報告書の提出期限)までに提出してください。

V 選挙運動用ビラの作成の公営

候補者 1 人について、選挙運動用ビラを次の種類及び枚数まで作成することができ、一定の限度で経費を公費で負担します。

- 中城村議会議員選挙の場合……… 2 種以内のビラ 1,600 枚
- 中城村長選挙の場合……… 2 種以内のビラ 5,000 枚

1 公費負担の限度額

(1) 作成単価の限度額 7 円 73 銭 (1 枚当たり)

(2) 法定枚数を作成した場合の限度額

- 中城村議会議員選挙の場合……… 12,368 円 (1,600 枚)
- 中城村長選挙の場合……… 38,650 円 (5,000 枚)

2 作成枚数の限度及びその確認

法定の枚数の範囲内であることについて、村選挙管理委員会が確認したものに限られます。

※作成単価と作成枚数は、それぞれ契約と基準を比較して低い方で総額を算出しますので、契約を締結する際に注意してください。

3 経費の支払いを受けるための手続

(1) 契約の締結の届出 (候補者から村選挙管理委員会へ)

(提出書類)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

(添付書類)

選挙運動用ビラ作成契約書の写し

(2) ビラ作成枚数の確認申請 (候補者から村選挙管理委員会へ)

(提出書類)

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

※候補者は、村選挙管理委員会が発行する確認書を業者等へ提出してください。

(3) 請求書の提出 (業者等から村選挙管理委員会を経由して村長へ)

(提出書類)

請求書 (選挙運動用ビラの作成)

(添付書類)

(ア) 請求内訳書 (選挙運動用ビラの作成)

(イ) 選挙運動用ビラの作成証明書 (候補者から業者へ提出される)

(ウ) 選挙運動用ビラの作成枚数確認書 (村選挙管理委員会から候補者を経由して業者へ提出される)

(エ) ビラの見本 1 枚 (2 種類の場合は、各 1 枚)

◎提出期限

上記書類（１）の契約の届出関係については、契約締結後直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときは立候補者の届出後直ちに）、（３）の請求書関係については、選挙期日後15日以内（選挙運動費用収支報告書の提出期限）までに提出してください。

4 選挙運動費用への算入

選挙運動用ビラの作成費は、公費で負担される場合であっても選挙運動費用に算入しなければなりません。（ただし、支出のみ計上し、収入の部には参考欄に記載してください）

VI 選挙運動用ポスターの作成の公営

候補者は、村選挙管理委員会の設置するポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示することができます。このポスターの作成経費について、一定の限度で経費を公費で負担します。

●中城村議会議員選挙の場合……………27箇所（27枚）

●中城村長選挙の場合……………27箇所（27枚）

1 公費負担の限度額

（１）作成単価の限度額 1,250円（１枚当たり）

（２）ポスター作成の公費負担の限度額

●中城村議会議員選挙の場合……………33,750円円（27枚×1,250円）

●中城村長選挙の場合……………33,750円円（27枚×1,250円）

2 作成枚数の限度及びその確認

法定の枚数の範囲内であることについて、村選挙管理委員会が確認したものに限られます。

※作成単価と作成枚数は、それぞれ契約と基準を比較して低い方で総額を算出しますので、契約を締結する際に注意してください。

（例）単価 800円、作成枚数 35枚、契約金額 28,000円で契約した場合

公費負担額は、単価 800円、作成枚数 27枚として計算し、21,600円となります。（1,250円×27枚＝33,750円ではない）

3 経費の支払いを受けるための手続

（１）契約の締結の届出（候補者から村選挙管理委員会へ）

（提出書類）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

（添付書類）

選挙運動用ポスター作成契約書の写し

（２）ポスター作成枚数の確認申請（候補者から村選挙管理委員会へ）

（提出書類）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

※候補者は、村選挙管理委員会が発行する確認書を業者等へ提出してください。

（３）請求書の提出（業者等から村選挙管理委員会を経由して村長へ）

（提出書類）

請求書（選挙運動用ポスターの作成）

（添付書類）

（ア）請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）

（イ）選挙運動用ポスター作成証明書（候補者から業者へ提出される）

(ウ) ポスター作成枚数確認書（村選挙管理委員会から候補者を經由して業者へ提出される）

◎提出期限

上記書類（１）の契約の届出関係については、契約締結後直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときは立候補者の届出後直ちに）、（３）の請求書関係については、選挙期日後15日以内（選挙運動費用収支報告書の提出期限）までに提出してください。

4 選挙運動費用への算入

選挙運動用ポスターの作成費は、公費で負担される場合であっても選挙運動費用に算入しなければなりません。（ただし、支出のみ計上し、収入の部には参考欄に記載してください）

◎ 契約締結上の注意事項

1 契約締結の相手方について

ビラの作成、ポスターの作成については、公職選挙法では契約の相手方を「～の作成を業とする者」と規定しています。

ポスター作成を例にとると、「デザイン」をデザイン業者と、「印刷」を印刷業者とそれぞれ契約した場合、村の公費負担は印刷業者との契約のみになります。

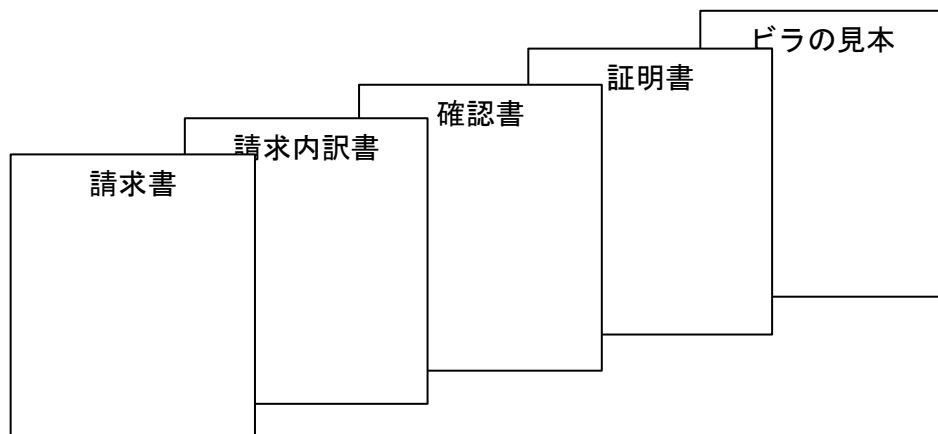
2 収入印紙について

ビラ、ポスターの作成契約は、請負に関する契約と考えられ、印紙税法により1万円以上の契約金額のものは課税の対象とされています。収入印紙の額は、100万円までの契約は200円、100万円を超え200万円までの契約については400円とされています。

一般乗用旅客自動車運送業者との契約（ハイヤー方式）の場合は、運送に関する契約に当たるため収入印紙が必要になりますが、個別契約（レンタル方式）「自動車の借入れ」、「燃料の供給」、「運転手の雇用」については、候補者の指示及び責任において運行し、業者が主体となって運行していないこと、また3ヶ月以内の短期間の契約であることにより、収入印紙の貼付けは必要ないとされています。

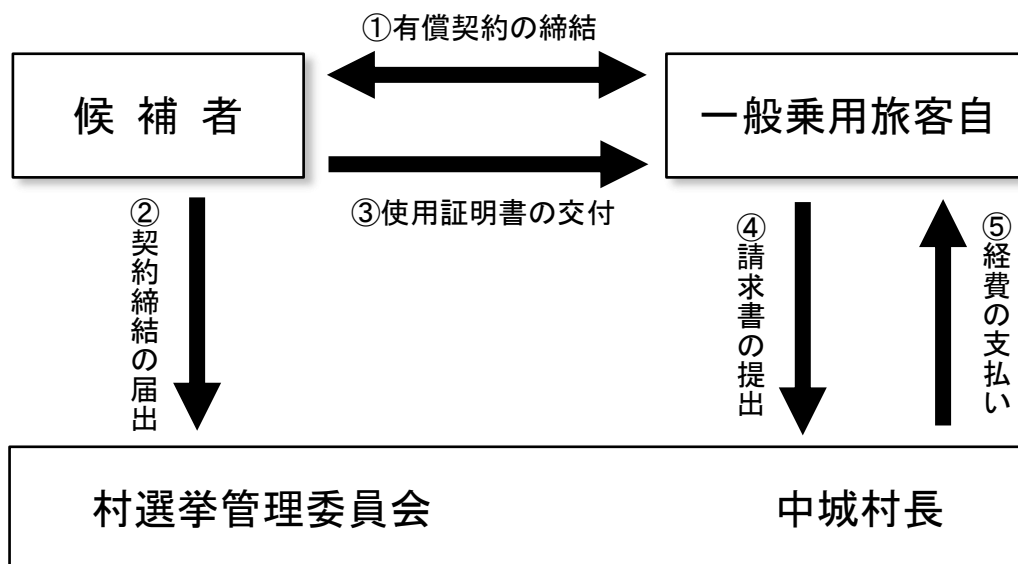
◎ 経費を請求する際の注意事項

- 1 請求については、選挙期日後15日以内（選挙運動費用収支報告書の提出期限）までに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合は、村に支払いを請求することはできません。
- 3 請求金額に使用する数字はアラビア数字によること。（金額訂正は行わない）
- 4 請求書の全ての記入は、訂正印、修正液等を使用して訂正、修正しないこと。書き損じた場合は、新たに書き換えること。
- 5 法人等の団体については、法人印及び代表者印を押印すること。
- 6 請求書下段に記載の「備考」に注意し、添付書類等に漏れがないようにすること。
- 7 支払いは銀行等振込とする。（銀行名、普通・当座の別、講座番号、口座名義人を記入すること）
- 8 請求人と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付すること。
- 9 提出書類は、請求区分ごとに下図の順につづり、クリップどめにする。

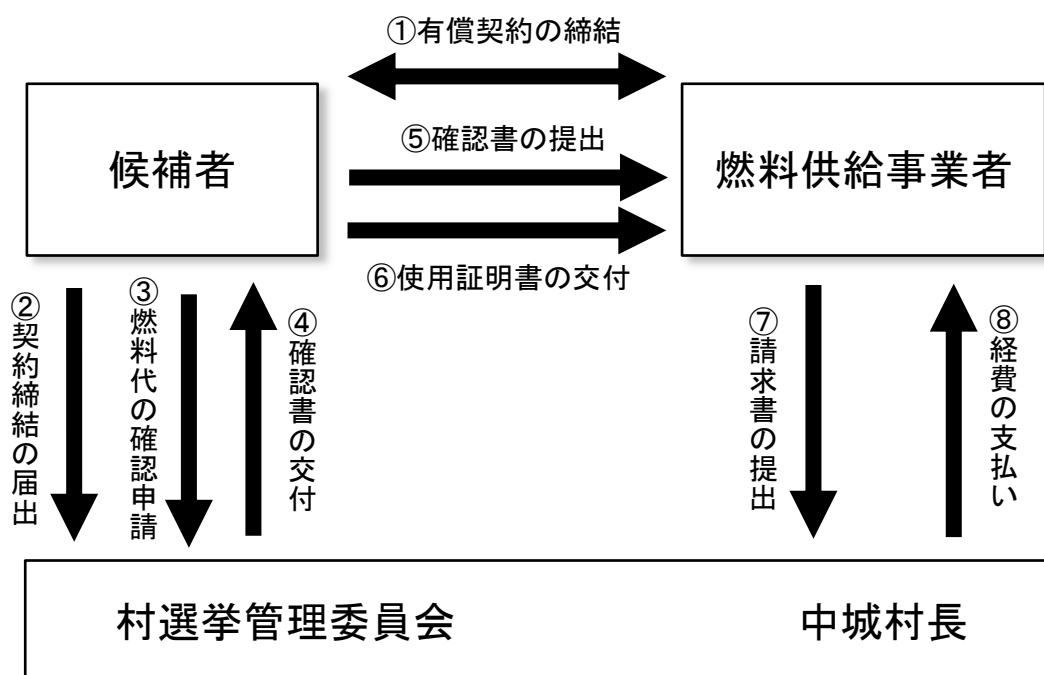


◎ 選挙公営手続の流れ

選挙運動用自動車の使用
(ハイヤー、タクシー・自動車の借り入れ)

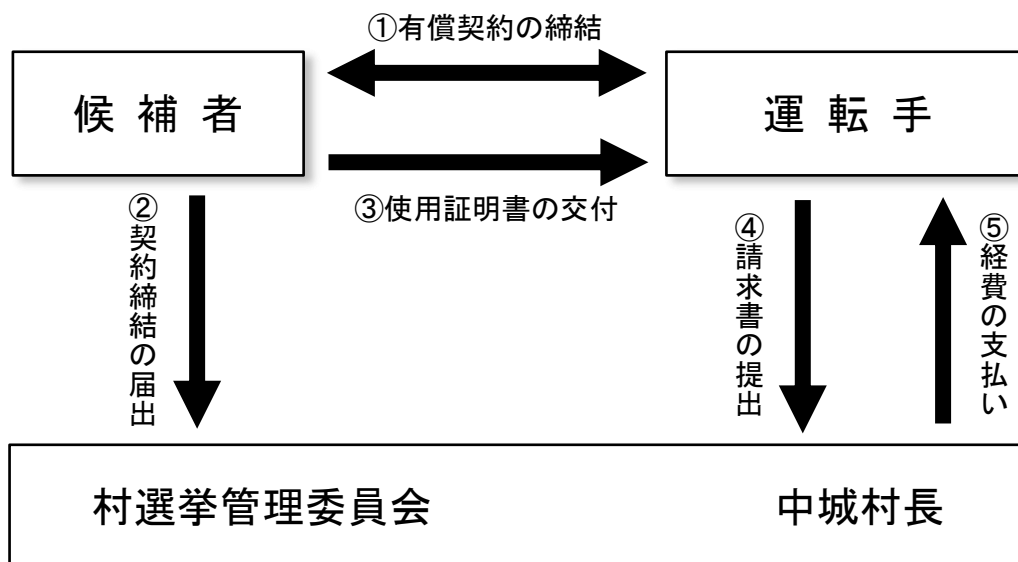


選挙運動用自動車の使用
(燃料代)

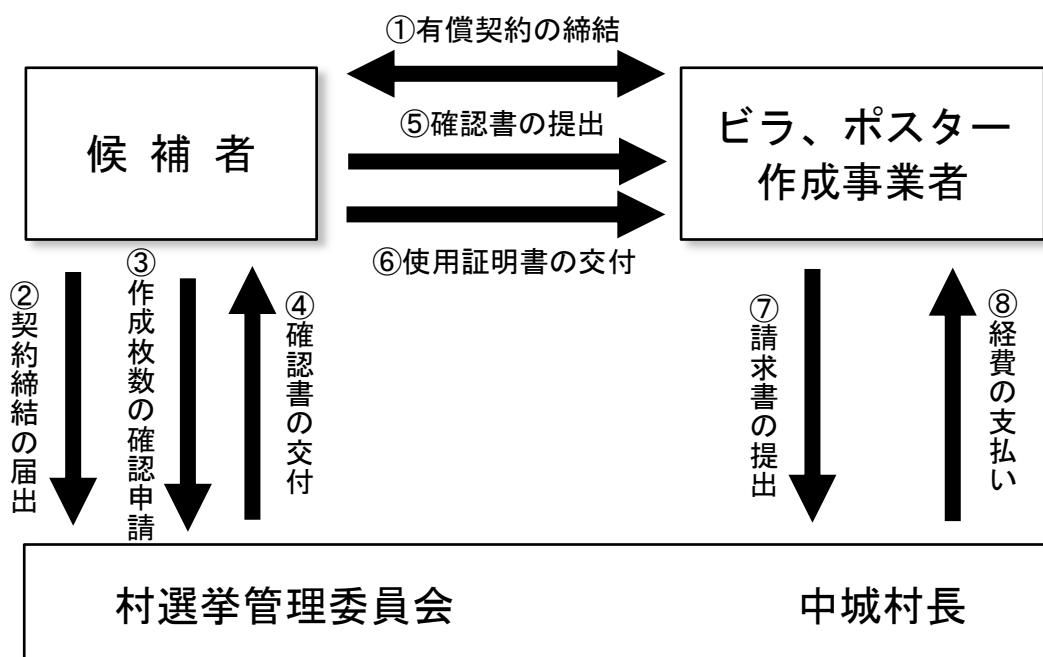


◎選挙公営手続の流れ

選挙運動用自動車の使用
(運転手の雇用)



選挙運動用ビラ・ポスターの作成
(ビラ・ポスター)



記入例

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

※ 下記の1又は2を記入

令和 8 年 9 月 8 日

※立候補届出前の契約の場合は、告示日を記入

中城村選挙管理委員会委員長 殿

令和 8 年 9 月 13 日 執行

選挙名： 中城村議会議員選挙

候補者： 中城 太郎

※戸籍名を記入

次のとおり選挙用自動車の使用を締結したので届け出ます。

記

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー方式）

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
R4. 9. 2	中城村字〇〇■■番地 株式会社 ◎◎交通 代表取締役 □□□□	令和8年9月8日 ～ 令和8年9月12日	150,000円	30,000円/日

2. 1に掲げる契約以外の場合（レンタル方式）

	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入れ期間等	契 約 金 額	
自動車の借入れ	R8. 9. 1	宜野湾市字◆◆◆〇番地 (株)●●●レンタカー 代表取締役 □□□□□	令和8年9月8日 ～ 令和8年9月12日	40,250円	8,050円/日
運転手の雇用	R8. 9. 1	(法人でない運転手個人と契約) 氏名：吉の浦次郎 住所：中城村字●●□□番地	令和8年9月8日 ～ 令和8年9月12日	31,250円	6,250円/日
燃料代	R8. 9. 1	中城村字□□◆◆番地 〇〇石油(株) 代表取締役 ■■■■■	自動車登録番号 沖縄580 わ 1234	19,250円	160円/リットル

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受けている選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和 8 年 9 月 8 日

※立候補届出前の契約の場合は、告示日を記入

中城村選挙管理委員会委員長 殿

令和 8 年 9 月 13 日 執行

選挙名： 中城村議会議員選挙

候補者： 中 城 太 郎

※戸籍名を記入

次のとおり選挙運動用ビラ作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R8. 8. 10	中城村字〇〇〇□□□番地 有限会社 ■■■印刷 代表取締役 ●●●●●	1, 500 枚	12, 000 円	税込単価 8. 00円/枚
		枚	円	

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

記入例

選挙運動用ポスター作成契約届出書

令和 8 年 9 月 8 日

※立候補届出前の契約の場合は、告示日を記入

中城村選挙管理委員会委員長 殿

令和 8 年 9 月 13 日 執行

選挙名： 中城村議会議員選挙

候補者： 中城 太郎

※戸籍名を記入

次のとおり選挙運動用ポスター作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R8. 8. 10	中城村字〇〇〇□□□番地 有限会社 ■■■印刷 代表取締役 ●●●●●	27 枚	33,750 円	税込単価 1,250円/ 枚
		枚	円	

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

中城村議会議員選挙候補者 中城太郎（以下「甲」という。）と
株式会社 ◎◎交通 代表取締役 □□□□（以下「乙」という。）は、
甲が使用する公職選挙法第141条第1項に規定する選挙運動用自動車の運送について、
次のとおり契約を締結する。

1. 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。

2. 車種及び登録番号 沖縄300 さ □□□□

3. 台 数 1 台

4. 使用期間

令和 8 年 9 月 8 日 から

令和 8 年 9 月 12 日 まで 5 日間

5. 契約金額（税込）

150,000 円 内訳 1 日 30,000 円 × 5 日間

6. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、中城村に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、中城村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は中城村に請求できない。

7. その他

令和 8 年 9 月 2 日

甲 中城村議会議員選挙候補者

氏 名： 中城太郎

印

住 所： 中城村字●●□□□番地

乙 住 所： 中城村字○○■番地

名 称： 株式会社 ◎◎交通

会社印

代表者： 代表取締役 □□□□

代表者印

中城村議会議員選挙候補者 中城太郎（以下「甲」という。）と
 (株)●●●レンタカー 代表取締役 □□□□□（以下「乙」という。）は、
 甲が使用する公職選挙法第141条第1項に規定する選挙運動用自動車の運送について、
 次のとおり契約を締結する。

1. 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。

2. 車種及び登録番号 沖縄 580 わ 1234

3. 台 数 1 台

4. 使用期間

令和 8 年 9 月 8 日 から

令和 8 年 9 月 12 日 まで 5 日間

5. 契約金額（税込）

40,250 円

内訳 1 日

8,050 円 × 5 日間

6. 使用上の義務

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約
 款に従う義務を負う。

7. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、中城村の議会議員及び長の選
 挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、中城村に対し請求する
 ものとし、甲は、これに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、中城村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し
 、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、
 乙は中城村に請求できない。

8. その他

令和 8 年 9 月 1 日

甲 中城村議会議員選挙候補者

氏 名： 中城太郎

印

住 所： 中城村字●●□□□番地

乙 住 所： 宜野湾市字◆◆◆〇〇番地

名 称： (株)●●●レンタカー

会社印

代表者： 代表取締役 □□□□□ 代表者印

参考例 選挙運動用自動車燃料供給契約書（レンタル方式）

中城村議会議員選挙候補者 中城太郎（以下「甲」という。）と
〇〇石油(株) 代表取締役 ■■■■（以下「乙」という。）は、
甲が使用する公職選挙法第141条第1項に規定する選挙運動用自動車の燃料の供給につ
いて、次のとおり契約を締結する。

1. 供給する期間

令和 8 年 9 月 8 日 から
令和 8 年 9 月 12 日 まで 5 日間

2. 供給場所

所在地： 中城村字□□◆◆番地
名 称： 〇〇石油(株) ◎◎◎給油所

3. 供給を受ける自動車の登録番号

沖縄 580 わ 1234

4. 金 額（税込）

単価 1ℓ当たり 160 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とし、
期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。

5. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、中城村の議会議員及び長の選
挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、中城村に対し請求する
ものとし、甲は、これに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、中城村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し
、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、
乙は中城村に請求できない。

6. その他

令和 8 年 9 月 1 日

甲 中城村議会議員選挙候補者

氏 名： 中城太郎

印

住 所： 中城村字●●□□□番地

乙 住 所： 中城村字□□◆◆番地

名 称： 〇〇石油(株)

会社印

代表者： 代表取締役 ■■■■

代表者印

参考例

自動車運転契約書（レンタル方式）

中城村議会議員選挙候補者

吉の浦 次郎

中城 太郎

（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、甲が使用する

公職選挙法第141条第1項に規定する選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1. 運転する期間

令和 8 年 9 月 8 日 から

令和 8 年 9 月 12 日 まで 5 日間

2. 契約金額（税込）

31,250 円（1日につき 6,250 円）

3. 運転する自動車の登録番号

沖縄 580 わ 1234

4. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、中城村に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、中城村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は中城村に請求できない。

5. その他

令和 8 年 9 月 1 日

甲 中城村議会議員選挙候補者

氏 名： 中城 太郎

印

住 所： 中城村字●●□□番地

乙 住 所： 中城村字●●□□番地

氏 名： 吉の浦次郎

印

中城村議会議員選挙候補者 中城太郎（以下「甲」という。）と
 有限会社 ■■■■印刷代表取締役 ●●●●●（以下「乙」という。）は、
 甲が使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

1. 品 名

公職選挙法第142条第1項第7号に定める選挙運動用ビラ

2. 作成枚数

1,500 枚

3. 契約金額

金 12,000 円（税込）

（単価 8.00 円（税込） × 1,500 枚）

4. 納入期限

令和 8 年 9 月 1 日

5. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、中城村に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、中城村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は中城村に請求できない。

6. その他

令和 8 年 8 月 10 日

甲 中城村議会議員選挙候補者

氏 名：中 城 太 郎

印

住 所：中城村字〇〇■■■■番地

乙 住 所：中城村字〇〇〇□□□番地

名 称：有限会社 ■■■印刷 会社印

代表者：代表取締役 ●●●●● 代表者印

中城村議会議員選挙候補者 中 城 太 郎（以下「甲」という。）と
 有限会社 ■■■■印刷代表取締役 ●●●●●●（以下「乙」という。）は、
 甲が使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

1. 品 名

公職選挙法第143条第1項第5号に定める選挙運動用ポスター

2. 作成枚数

27 枚

3. 契約金額

金 33,750 円（税込）

（単価 1,250 円（税込） × 27 枚）

4. 納入期限

令和 8 年 9 月 1 日

5. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、中城村に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、中城村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は中城村に請求できない。

6. その他

令和 8 年 8 月 10 日

甲 中城村議会議員選挙候補者

氏 名：中 城 太 郎

印

住 所：中城村字〇〇■■■■番地

乙 住 所：中城村字〇〇〇□□□番地

名 称：有限会社 ■■■■印刷 会社印

代表者：代表取締役 ●●●●●● 代表者印

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和 8 年 9 月 8 日

※申請日（告示日以降の日を記入）

中城村選挙管理委員会委員長 殿

令和 8 年 9 月 13 日 執行

選挙名： 中城村議会議員選挙

候補者： 中城太郎

※戸籍名を記入

次の自動車燃料代につき、中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1. 契約年月日 令和 8 年 9 月 1 日
2. 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 氏名又は名称： 〇〇石油㈱
 - (2) 住 所： 中城村字□□◆◆番地
 - (3) 法人の代表者： 代表取締役 ■■■■■
3. 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
沖縄 580 わ 1234
4. 確認申請金額 19,250 円

区 分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	0 円	0 円
今 回 の 購 入 金 額 (b)	19,250 円	19,250 円
燃 料 代 計 (a)+(b)	19,250 円	19,250 円
備 考		

備 考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から中城村選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和 8 年 9 月 8 日

※申請日（告示日以降の日を記入）

中城村選挙管理委員会委員長 殿

令和 8 年 9 月 13 日 執行

選挙名： 中城村議会議員選挙

候補者： 中城 太郎

※戸籍名を記入

次の選挙運動用ビラの作成枚数につき、中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1. 契約年月日 令和 8 年 8 月 10 日
2. 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 氏名又は名称： 有限会社 ■■■印刷
 - (2) 住 所： 中城村字〇〇〇□□□番地
 - (3) 法人の代表者： 代表取締役 ●●●●●
3. 確認申請枚数 1,500 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (b)	1,500 枚	1,500 枚
枚 数 計 (a)+(b)	1,500 枚	1,500 枚
備 考		

備 考

- 1 この申請書は、選挙運動用ビラ作成業者ごとに別々に候補者から中城村選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 4 「前回までの累積金額」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和 8 年 9 月 8 日

※申請日(告示日以降の日を記入)

中城村選挙管理委員会委員長 殿

令和 8 年 9 月 13 日 執行

選挙名: 中城村議会議員選挙

候補者: 中城太郎

※戸籍名を記入

次の選挙運動用ポスターの作成枚数につき、中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1. 契約年月日 令和 8 年 8 月 10 日
2. 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 氏名又は名称: 有限会社 ■■■印刷
 - (2) 住 所: 中城村字〇〇〇□□□番地
 - (3) 法人の代表者: 代表取締役 ●●●●●
3. 確認申請枚数 27 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (b)	30 枚	27 枚
枚 数 計 (a)+(b)	30 枚	27 枚
備 考		

備 考

- 1 この申請書は、選挙運動用ポスター作成業者ごとに別々に候補者から中城村選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 4 「前回までの累積金額」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

選挙運動用自動車燃料代確認書

確認番号燃料第 8 号

※ 選挙管理委員会が発行

令和 8 年 9 月 8 日

中城村選挙管理委員会
委員長 仲眞 勝治

中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車の燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

記

1. 令和 8 年 9 月 13 日執行 中城村議会議員選挙
2. 候補者の氏名 中 城 太 郎
3. 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
沖縄 580 わ 1234
4. 確 認 金 額 19,250 円

備 考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに、この確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、中城村に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

確認番号ビラ第 8 号

※ 選挙管理委員会が発行

令和 8 年 9 月 8 日

中城村選挙管理委員会
委員長 仲眞 勝治

中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラの作成枚数は、第9条に定める範囲内のものであることを確認する。

記

1. 令和 8 年 9 月 13 日執行 中城村議会議員選挙
2. 候補者の氏名 中 城 太 郎
3. 確 認 枚 数 1,500 枚

備 考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成説明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、中城村に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

確認番号ポスター第 8 号

※選挙管理委員会が発行

令和 8 年 9 月 8 日

中城村選挙管理委員会
委員長 仲眞 勝治

中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第10条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスターの作成枚数は、第12条に定める範囲内のものであることを確認する。

記

1. 令和 8 年 9 月 13 日執行 中城村議会議員選挙
2. 候補者の氏名 中 城 太 郎
3. 確 認 枚 数 27 枚

備 考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、中城村に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

記入例

令和 8 年 9 月 15 日

※使用の最終日以降を記入)

令和 8 年 9 月 13 日 執行

選挙名： 中城村議会議員選挙

候補者： 中城太郎

※戸籍名を記入

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

記

運送等契約区分 ※該当する方の番号に ○をしてください	1	一般乗用旅客自動車運送 事業者との契約による場 合（ハイヤー方式）	2	左に掲げる場合以外の場 合（レンタカー方式）
運送事業者等の氏名又 は名称及び住所並びに 法人にあっては、その 代表者の氏名	住所（所在地）：	宜野湾市字◆◆◆○○番地		
	氏名（名称）：	㈱●●●レンタカー		
	代 表 者：	代表取締役 □□□□□		
車種及び自動車登録番 号又は車両番号	運送等年月日		運送等金額	備 考
沖縄 580 わ 1234	令和8年9月8日		7,500 円	
沖縄 580 わ 1234	令和8年9月9日		7,500 円	
沖縄 580 わ 1234	令和8年9月10日		7,500 円	
沖縄 580 わ 1234	令和8年9月11日		7,500 円	
沖縄 580 わ 1234	令和8年9月12日		7,500 円	

備 考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が中城村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、中城村に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき、1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 32,250円
(2) (1) 以外の場合 8,050円
- 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは、候補者の指定する1台に限られますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 5の場合には、候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、中城村に支払を請求することはできません。

記入例

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

※ 給油伝票の写しを添付

令和 8 年 9 月 15 日
※使用の最終日以降を記入)

令和 8 年 9 月 13 日 執行
選挙名： 中城村議会議員選挙

候補者： 中 城 太 郎
※戸籍名を記入

次のとおり燃料の供給を受けたものであることを証明します。

記

燃料供給業者等の氏名 又は名称及び住所並び に法人にあっては、そ の代表者の氏名	住所（所在地）：	中城村字□□◆◆番地			
	氏 名（ 名 称 ）：	〇〇石油(株)			
	代 表 者：	代表取締役 ■■■■■			
燃料供給年月日 (告示日～投票日の前日まで)	燃料の供給を受けた選挙 運動用自動車の自動車登 録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考	
令和8年9月8日	沖縄 580 わ 1234	30.0 リットル	4,800 円		
令和8年9月9日	沖縄 580 わ 1234	25.0 リットル	4,000 円		
令和8年9月10日	沖縄 580 わ 1234	30.0 リットル	4,800 円		
令和8年9月11日	沖縄 580 わ 1234	20.0 リットル	3,200 円		
令和8年9月12日	沖縄 580 わ 1234	30.0 リットル	4,800 円		
計		135.0 リットル	21,600 円		

備 考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者等ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち、自動車登録規則昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者等から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者等に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者等が中城村に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、中城村に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

公費負担に必要な給油伝票の写しの例

- 燃料代の請求の際には、確認書や証明書の他、給油伝票の写しの添付が必要です。
- A 4 紙に複数枚の伝票の写しを日付順に並べる等、確認しやすいようにしてください。

例 1

候補者以外の宛名は不可
例 ○○後援会

納 品 書

中 城 太 郎 様

選挙運動期間中

中城村字□□◆◆番地
○○石油(株)

日 付	令和○年○月○日	自動車登録番号	沖縄580わ1234
商 品 名	数 量	単 価	金 額
レギュラーガソリン	30.0ℓ	160円	4,800円

例 2

納品書

売上
中城太郎 殿

登録番号
沖縄580わ1234
レギュラーガソリン
30.0ℓ
@ ¥160

合計 ¥4,800

○○石油(株)
中城村字□□◆◆番地

A4用紙

納品書

納品書

納品書

納品書

納品書

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

令和 8 年 9 月 15 日

※雇用の最終日以降を記入)

令和 8 年 9 月 15 日 執行

選挙名: 中城村議会議員選挙

候補者: 中城太郎

※戸籍名を記入

次のとおり運転手を雇用したものであることを証明します。

記

運転手の住所及び氏名	住 所:	中城村字●●□□番地
	氏 名:	吉の浦次郎
雇用年月日 (告示日～投票日の前日まで)	報酬の額	備 考
令和8年9月8日～ 令和8年9月12日	※左記の期間の合計額 31,250 円	
年 月 日～ 年 月 日	※左記の期間の合計額 円	
年 月 日～ 年 月 日	※左記の期間の合計額 円	

備 考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手の中城村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、中城村に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき、1日を通じて6,250円までです。
- 同一の日において、2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られますので、その指定した1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、中城村に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

令和 8 年 9 月 1 日

※納品の日以降を記入)

令和 8 年 9 月 13 日 執行

選挙名： 中城村議会議員選挙

候補者： 中 城 太 郎

※戸籍名を記入

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

記

ビラ作成業者の氏名 又は名称及び住所並 びに法人にあっては その代表者の氏名	住 所：	中城村字〇〇〇□□□番地
	氏名(名称)：	有限会社 ■■■印刷
	氏 名：	代表取締役 ●●●●●
作 成 枚 数	1, 500 枚	
作 成 金 額	11, 595 円	
備 考		

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が中城村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、中城村に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額に、次のとおりです。
 - 枚数 中城村長：5,000枚、中城村議会議員：1,600枚
 - 限度額 7円73銭（単価）× { (1) の枚数の範囲内で実際に作成された枚数 }

選挙運動用ポスター作成証明書

令和 8 年 9 月 1 日

※納品の日以降を記入)

令和 8 年 9 月 13 日 執行

選挙名： 中城村議会議員選挙

候補者： 中 城 太 郎

※戸籍名を記入

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	住 所：	中城村字〇〇〇□□□番地
	氏名(名称)：	有限会社 ■■■印刷
	氏 名：	代表取締役 ●●●●●
作 成 枚 数	27 枚	
作 成 金 額	33,750 円	
備 考		

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が中城村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、中城村に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額に、次のとおりです。
 - 枚数 当該選挙におけるポスター掲示場数
 - 限度額 1,250円(単価) × { (1) の枚数の範囲内で実際に作成された枚数 }

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

記入例

令和 8 年 9 月 15 日

※申請日(投票日以降の日を記入)

中城村長 殿

住所(所在地): 宜野湾市字◆◆◆〇〇番地

氏名(名称): (株)●●●レンタカー

代 表 者 : 代表取締役 □□□□□

電 話 番 号 : 098-893-◆◆◆◆

中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

1. 請 求 金 額 37,500 円
2. 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3. 選 挙 名 令和8年9月13日執行 中城村議会議員選挙
4. 候補者の氏名 中 城 太 郎
5. 振 込 先

金 融 機 関 名	〇〇 銀行・農協 ▲▲▲ 支店
預 金 の 種 類	普通預金 ・ 当座預金
口 座 番 号	0123456
ふ り が な 口 座 名 義	カブ ●●●レンタカー タイセイウトリシマリヤク □□□□□ (株)●●●レンタカー 代表取締役 □□□□□

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、中城村に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 金融機関名及び預金の種類は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 口座名義は、預金通帳に記載のものを正確に記入し、ふりがなも必ず付してください。
- 6 請求者と口座名義が異なることがないようにしてください。

(別紙1)

請求内訳書（ハイヤー・タクシー方式）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

記入例

使用年月日 (告示日～投票 日の前日まで)	運送金額（イ）	基準限度額（ロ）	請求金額	備 考
R8. 9. 8	32,250 円 × 1 台 = 32,250 円	32,250 円 × 1 台 = 32,250 円	32,250 円	
R8. 9. 9	32,250 円 × 1 台 = 32,250 円	32,250 円 × 1 台 = 32,250 円	32,250 円	
R8. 9. 10	32,250 円 × 1 台 = 32,250 円	32,250 円 × 1 台 = 32,250 円	32,250 円	
R8. 9. 11	32,250 円 × 1 台 = 32,250 円	32,250 円 × 1 台 = 32,250 円	32,250 円	
R8. 9. 12	32,250 円 × 1 台 = 32,250 円	32,250 円 × 1 台 = 32,250 円	32,250 円	
計			161,250 円	

備 考

- 1 「請求金額」欄には、（イ）又は、（ロ）のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙2)

記入例

請求内訳書（レンタル方式）

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

使用年月日 (告示日～投票 日の前日まで)	借入金額（イ）	基準限度額（ロ）	請求金額	備 考
R8. 9. 8	7,500 円 × 1 台 = 7,500 円	8,050 円 × 1 台 = 8,050 円	7,500 円	
R8. 9. 9	7,500 円 × 1 台 = 7,500 円	8,050 円 × 1 台 = 8,050 円	7,500 円	
R8. 9. 10	7,500 円 × 1 台 = 7,500 円	8,050 円 × 1 台 = 8,050 円	7,500 円	
R8. 9. 11	7,500 円 × 1 台 = 7,500 円	8,050 円 × 1 台 = 8,050 円	7,500 円	
R8. 9. 12	7,500 円 × 1 台 = 7,500 円	8,050 円 × 1 台 = 8,050 円	7,500 円	
計	37,500 円	40,250 円	37,500 円	

備 考

- 1 「使用年月日」欄には、借入期間ではなく、選挙運動期間（5日間）のみを記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、（イ）又は、（ロ）のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用(燃料代))

令和 8 年 9 月 15 日

※申請日(投票日以降の日を記入)

中城村長 殿

住所(所在地): 中城村字□□◆◆番地

氏名(名称): ○○石油(株)

代 表 者 : 代表取締役 ■■■■

電 話 番 号 : 098-895-△△△△

中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

1. 請 求 金 額 **19,250 円**
2. 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3. 選 挙 名 **令和8年9月13日執行 中城村議会議員選挙**
4. 候補者の氏名 **中 城 太 郎**
5. 振 込 先

金 融 機 関 名	▲▲▲ 銀行・ <u>農協</u> ○○ 支店
預 金 の 種 類	<u>普通預金</u> ・ 当座預金
口 座 番 号	3456789
ふ り が な 口 座 名 義	○○セキ カブ ダイヒョウトリマリヤク □□□□ ○○石油(株) 代表取締役 ■■■■

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号) 第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう、)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、中城村に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 金融機関名及び預金の種類は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 口座名義は、預金通帳に記載のものを正確に記入し、ふりがなも必ず付してください。
- 6 請求者と口座名義が異なることがないようにしてください。

(別紙)

記入例

請求内訳書（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

販売年月日 (告示日～投票 日の前日まで)	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額 (ロ)	備 考
R8. 9. 8	沖縄 580 わ 1234	160 円 × 30 リットル = 4,800 円			
R8. 9. 9	沖縄 580 わ 1234	160 円 × 25 リットル = 4,000 円			
R8. 9. 10	沖縄 580 わ 1234	160 円 × 30 リットル = 4,800 円			
R8. 9. 11	沖縄 580 わ 1234	160 円 × 20 リットル = 3,200 円			
R8. 9. 12	沖縄 580 わ 1234	160 円 × 30 リットル = 4,800 円			
計		21,600 円	19,250 円	19,250 円	

備 考

- 1 「基準限度額」計の欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(イ)の計の欄又は、(ロ)の計の欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用(運転手))

記入例

令和 8 年 9 月 15 日

※申請日(投票日以降の日を記入)

中城村長 殿

住所(所在地): 中城村字●●□□番地

氏名(名称): 吉の浦次郎

電話番号: 098-895-△△△△

中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

1. 請求金額 31,250 円
2. 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3. 選挙名 令和8年9月13日執行 中城村議会議員一般選挙
4. 候補者の氏名 中 城 太 郎
5. 振 込 先

金融機関名	□□□ 銀行 ・農協 ▲▲ 支店
預金の種類	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	5678901
ふりがな 口座名義	ヨシノウラ ジロウ 吉の浦次郎

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(運転手)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、中城村に支払を請求することはできません。
- 3 金融機関名及び預金の種類は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 口座名義は、預金通帳に記載のものを正確に記入し、ふりがなも必ず付してください。
- 5 請求者と口座名義が異なることがないようにしてください。

(別紙)

記入例

請求内訳書（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

雇用年月日 (告示日～投票日の前 日まで)	報 酬 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備 考
R8. 9. 8	6, 560 円	6, 250 円	6, 250 円	
R8. 9. 9	6, 560 円	6, 250 円	6, 250 円	
R8. 9. 10	6, 560 円	6, 250 円	6, 250 円	
R8. 9. 11	6, 560 円	6, 250 円	6, 250 円	
R8. 9. 12	6, 560 円	6, 250 円	6, 250 円	
計			31, 250 円	

備 考

- 1 「請求金額」欄には、「(イ) 又は (ロ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 書

(選挙運動用ビラの作成)

記入例

令和 8 年 9 月 15 日

※申請日(投票日以降の日を記入)

中城村長 殿

住所(所在地): 中城村字〇〇〇□□□番地

氏名(名称): 有限会社 ■■■印刷

代 表 者 : 代表取締役 ●●●●●●

電 話 番 号 : 098-895-〇〇●●

中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

1. 請 求 金 額 11,595 円
2. 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3. 選 挙 名 令和8年9月13日執行 中城村議会議員選挙
4. 候補者の氏名 中 城 太 郎
5. 振 込 先

金 融 機 関 名	■■■ 銀行・農協 ○○ 支店
預 金 の 種 類	普通預金 ・ 当座預金
口 座 番 号	5678901
ふ り が な 口 座 名 義	ユウゲンカイシャンカイシャ ■■■インサツ ダイヒョウトリマリヤク ●●●●●● 有限会社 ■■■印刷 代表取締役 ●●●●●●

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、中城村に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成した選挙運動用ビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。
- 4 金融機関名及び預金の種類は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 口座名義は、預金通帳に記載のものを正確に記入し、ふりがなも必ず付してください。
- 6 請求者と口座名義が異なることがないようにしてください。

(別紙)

記入例

請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）

作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
単価 A	枚数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H = I$	
8.00 円	1,500 枚	12,000 円	7.73 円	1,600 枚	12,368 円	7.73 円	1,500 枚	11,595 円	

備 考

- 1 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請 求 書

(選挙運動用ポスターの作成)

令和 4 年 9 月 13 日

※申請日(投票日以降の日を記入)

中城村長 殿

住所(所在地): 中城村字〇〇〇□□□番地

氏名(名称): 有限会社 ■■■印刷

代 表 者 : 代表取締役 ●●●●●●

電 話 番 号 : 098-895-〇〇●●

中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第12条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

1. 請 求 金 額 33,750 円
2. 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3. 選 挙 名 令和4年9月11日執行 中城村議会議員選挙
4. 候補者の氏名 中 城 太 郎
5. 振 込 先

金 融 機 関 名	■■■ 銀行・農協 〇〇 支店
預 金 の 種 類	普通預金 ・ 当座預金
口 座 番 号	5678901
ふ り が な 口 座 名 義	ユウゲンカイシャ ■■■インサツ ダイヒョウトリマリヤク ●●●●●● 有限会社 ■■■印刷 代表取締役 ●●●●●●

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、中城村に支払を請求することはできません。
- 3 金融機関名及び預金の種類は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 口座名義は、預金通帳に記載のものを正確に記入し、ふりがなも必ず付してください。
- 6 請求者と口座名義が異なることがないようにしてください。

(別紙)

請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）

記入例

選挙におけるポスター掲示場数	27 箇所
----------------	-------

作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
単価 A	枚数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H = I$	
1,300 円	30 枚	39,000 円	1,250 円	27 枚	33,750 円	1,250 円	27 枚	33,750 円	

備 考

- 1 「選挙におけるポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

◎ 選挙運動費用の公費負担制度 Q&A

このQ&Aは、中城村議会議員選挙及び中城村長選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくめ作成したものです。

他の選挙とは制度内容に異同がありますのでご注意ください。

【1 共通事項】

Q 1 契約の締結にあたって「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。

A 条例では、あくまでも公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。
しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。
実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担とします。

Q 3 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

A それぞれの契約履行後に行ってください。
使用（作成）証明書は、いずれも実際に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q 4 村に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

A 村に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。（印影など一部非開示部分あり）

【2 自動車の借入れ】

Q 1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者 1 人につき 1 台です。

Q 2 選挙運動用自動車として 2 台借りることはできますか。この場合、2 台とも公費負担の対象となりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車 1 台分です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者 1 人につき 1 台に限られます。

Q 3 選挙運動用自動車として 1 台、事務所の連絡用に 1 台借りる予定ですが、2 台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車 1 台分です。

Q 4 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。
車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。
契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q 5 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することはできますか。

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。
※無投票の場合は、立候補届出日の 1 日分が公費負担対象期間となります。

Q 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。
選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。
公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q 7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額を教えてください。

A 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日あたりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日あたりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。
また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。
しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日あたりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（8,050円を超える場合は、8,050円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q 8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 公費負担の性質上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。
ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ
イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）
したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q 9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れをする場合、どれくらいの価格で契約すればいいのですか。

A 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。
しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。
ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。
※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

【3 燃料の供給】

Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料はすべて、公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象です。
ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（3,850円に選挙運動期間の日数 5 日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

A 対象になりません。選挙運動用自動車 1 台の燃料代に限ります。

Q 3 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担請求することはできますか。

A 請求できます。
ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。
なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

【4 運転手の雇用】

Q 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象となりません。

Q 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象になりますか。

A 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象となりません。

Q 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、1日あたり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみが対象となります。

Q 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象となりますか。

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。しかたって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は、公費負担の対象となりません。

Q 5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象となりません。

【5 選挙運動用ビラの作成】

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか。

A

公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法（抜粋）
（文書図画の頒布）

第142条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することはできない。

（1）～（6）略

（7）町村の選挙にあっては、長の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 2,500枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 5,000枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 800枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 1,600枚

Q 2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。

A

公職選挙法により、制約があります。

- 枚数……………議会議員選挙 1,600枚以内、長の選挙 5,000枚以内
- 種類……………2種類以内
- 規格……………長さ 29.7cm×幅 21.0cm（A4版以内）、両面印刷が可能
- 記載内容………特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
- 証紙の貼付……頒布するビラには、村選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 3 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。

A

次の場所において頒布することができます。

- 新聞折り込みによる頒布
- 候補者の選挙事務所内における頒布
- 個人演説会の会場内における頒布
- 街頭演説の場所における頒布

Q 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A

例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。
なおこのようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

【6 選挙運動用ポスターの作成】

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。

A 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法（抜粋）
（文書図画の掲示）
第143条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもののほかは、掲示することができない。
（1）～（4）略
（5） 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター

Q 2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した経費はすべて公費負担の対象となります。例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。
なお、公費負担については、金額、作成枚数に上限があります。

Q 3 選挙運動用ポスター作成と併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象となります。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q 4 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等企画が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。
なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、中城村議会議員及び中城村長の選挙における選挙運動に係る費用の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「候補者」とは、中城村議会議員又は中城村長の選挙における候補者をいう。

2 この条例において「選挙運動用自動車」とは、法第141条第1項の自動車をいう。

3 この条例において「選挙運動用ビラ」とは、法第142条第1項第7号のビラをいう。

4 この条例において「選挙運動用ポスター」とは、法第143条第1項第5号のポスターをいう。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第3条 候補者は、32,250円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により村に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第4条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、中城村選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)

第5条 村は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が32,250円を超える場合には、32,250円）の合計金額
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額
- ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が8,050円を超える場合には、8,050円）の合計金額
- イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、3,850円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）
- ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が6,250円を超える場合には、6,250円）の合計金額

（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

第6条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第7条 候補者は、第9条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合において、第3条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第8条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところによ

り、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第9条 村は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払う金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円73銭を超える場合にあっては、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内であるものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第10条 候補者は、第12条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合において、第3条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第11条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第12条 村は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、1,250円を超える場合には、1,250円）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第10条後段において準用する第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 公費負担関係種類一覧兼チェック表

●提出の方法・・・・・・持参

事前に中城村選挙管理委員会へ内容の確認行っただうえで提出してください。

区 分		提出書類	提出時期	提出者 ➡ 提出先
選挙運動用自動車の使用	自動車借入料	☐ 契約届出書、契約書（写）	告示日後 （契約後直ちに）	候補者 ➡ 村選挙管理委員会
		☐ 証明書（自動車）	告示日後	候補者 ➡ 契約業者
		☐ 請求書（以下を添付） ☐ ・請求内訳書 ☐ ・証明書	選挙期日後	契約業者 ➡ 村選挙管理委員会
	燃料代	☐ 契約届出書、契約書（写）	告示日後 （契約後直ちに）	候補者 ➡ 村選挙管理委員会
		☐ 確認申請書（燃料代）	告示日後	候補者 ➡ 村選挙管理委員会
		☐ 確認書	確認申請後村選挙管理委員会から交付後直ちに	候補者 ➡ 契約業者
		☐ 証明書（燃料）	告示日後	候補者 ➡ 契約業者
		☐ 請求書（以下を添付） ☐ ・請求内訳書 ☐ ・給油伝票の写し ☐ ・確認書 ☐ ・証明書	選挙期日後	契約業者 ➡ 村選挙管理委員会
	運転手報酬	☐ 契約届出書、契約書（写）	告示日後 （契約後直ちに）	候補者 ➡ 村選挙管理委員会
		☐ 証明書（運転手）	告示日後	候補者 ➡ 運転手
		☐ 請求書（以下を添付） ☐ ・請求内訳書 ☐ ・証明書	選挙期日後	運転手 ➡ 村選挙管理委員会

区 分	提出書類	提出時期	提出者 ➡ 提出先
ビラ作成費	☐ ビラの見本	告示日前 (事前審査時)	候補者 ➡ 村選挙管理委員会
	☐ 契約届出書、契約書 (写)	告示日後 (契約後直ちに)	候補者 ➡ 村選挙管理委員会
	☐ 確認申請書 (作成枚数)	告示日後	候補者 ➡ 村選挙管理委員会
	☐ 確認書	確認申請後村選挙管理委員会から 交付後直ちに	候補者 ➡ 契約業者
	☐ 証明書 (ビラ作成)	告示日後	候補者 ➡ 契約業者
	☐ 請求書 (以下を添付) ☐ ・請求内訳書 ☐ ・確認書 ☐ ・ビラの見本 ☐ ・証明書	選挙期日後	契約業者 ➡ 村選挙管理委員会
ポスター作成費	☐ 契約届出書、契約書 (写)	告示日後 (契約後直ちに)	候補者 ➡ 村選挙管理委員会
	☐ 確認申請書 (作成枚数)	告示日後	候補者 ➡ 村選挙管理委員会
	☐ 確認書	確認申請後村選挙管理委員会から 交付後直ちに	候補者 ➡ 契約業者
	☐ 証明書 (ポスター作成)	告示日後	候補者 ➡ 契約業者
	☐ 請求書 (以下を添付) ☐ ・請求内訳書 ☐ ・確認書 ☐ ・証明書	選挙期日後	契約業者 ➡ 村選挙管理委員会

◎公費負担の請求は、選挙期日後15日以内（選挙運動費用収支報告書の提出期限）までに提出してください。

